

仲裁人の忌避に関する規則改正

現行	改正案
第1条（趣旨）	
この規則は、スポーツ仲裁規則第23条、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則第28条、日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁規則第26条及び特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則第28条（以下、まとめて「忌避条項」という。）に定める仲裁人の忌避に関して必要な事項を定める。	この規則は、スポーツ仲裁規則第23条、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則第28条、日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁規則第26条、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則第28条及び加盟団体スポーツ仲裁規則第23条（以下、まとめて「忌避条項」という。）に定める仲裁人の忌避に関して必要な事項を定める。
附則	
附則1～2 省略 附則3 この規則は2012年3月1日から施行する。	附則1～2 省略 附則3 この規則は2012年3月1日から施行する。 <u>附則4</u> <u>この規則は2014年4月1日から施行する。</u>